

堺市自治連合協議会  
校 区 代 表 者 様

堺市健康福祉局 長寿社会部長

### 民生委員・児童委員の年齢要件等の改正について（報告）

皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市健康福祉及び児童福祉行政にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび国の選任要領の改正や地域の実情を踏まえまして、下記のとおり令和7年12月1日付で民生委員・児童委員の年齢要件等を改正しましたのでお知らせします。

各自治会の皆様におかれましては、引き続き民生委員・児童委員活動にご支援賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

#### 記

#### 1 年齢要件の改正

	民生委員・児童委員	
	改正前	改正後
新任	・75歳未満	・原則として75歳未満
再任	・原則として75歳未満 ・アからエまで全て満たした場合のみ 75歳以上でも延長一期に限り再任可能 ア 75歳未満の適任者が他にいないこと イ 本人の同意及び意欲があり、かつ、体力に不安がないこと ウ 校区予備推薦会等からの積極的な推薦があること	・アからエまで全て満たした場合のみ75歳以上でも選出可能 ア 75歳未満の適任者が他にいないこと イ 本人の同意及び意欲があり、かつ、体力に不安がないこと ウ 校区予備推薦会等からの積極的な推薦があること エ <u>令和7年12月1日時点で、78歳未満</u> であること

#### 2 市外転出時における継続規定の新設

これまで、市外への転出は原則として解嘱事由とされてきましたが、国の「民生委員・児童委員選任要領」の改正により、一定の条件を満たす場合には、残任期間に限り職務継続が可能となりました。本市でもこれを受け、「転出後も近隣地域に居住していること」等の一定の条件を満たす場合には、職務継続を認める規定を新設しました。

#### 【問合せ先】

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1

長寿支援課（担当 曽和、松本）

TEL 072-228-8347（直通）